

畜産環境整備機構損害保険要領（平成 20 年 9 月 29 日 20 環機第 838 号）一部改正新旧対照表

改 正 後 (新)			改 正 前 (旧)			
平成 20 年 9 月 29 日 20 環機第 838 号 制 定 【略】			平成 20 年 9 月 29 日 20 環機第 838 号 制 定 【略】			
令和 5 年 3 月 14 日 4 環機第 817 号 一部改正			令和 5 年 3 月 14 日 4 環機第 817 号 一部改正			
令和 6 年 1 月 9 日 5 環機第 598 号 一部改正						
第 1 ～ 第 9 【略】			第 1 ～ 第 9 【略】			
別紙			別紙			
保 険 料 率			保 険 料 率			
分 類	貸 付 機 械	保 険 料 率	分 類	貸 付 機 械	保 険 料 率	
環境用・経営用 機械・装置	運搬用機具（自走式のもの）		2.42	運搬用機具（自走式のもの）		2.42
	据付固定式の もの	バークリーナ ー	1.34	据付固定式の もの	バークリーナ ー	1.34
		糞尿乾燥機 攪拌機	1.83		糞尿乾燥機 攪拌機	1.83
		醗酵装置			醗酵装置	
		上記以外のもの	1.74		上記以外のもの	1.74
	FRP製サイロ		2.10	FRP製サイロ		2.10
	鉄製サイロ		1.59	鉄製サイロ		1.59
	死亡家畜保管用冷凍・冷蔵装置		1.74	死亡家畜保管用冷凍・冷蔵装置		1.74
	車両消毒槽（主にコンクリート製）		1.74	車両消毒槽（主にコンクリート製）		1.74
	噴霧器、洗浄機、消毒機		1.89	噴霧器、洗浄機、消毒機		1.89
	防鳥ネット		3.77	防鳥ネット		3.77
	防獣柵等（金属造りのもの）		2.97	防獣柵等（金属造りのもの）		2.97
	防獣柵等（木造のもの）		3.77	防獣柵等（木造のもの）		3.77
	上記以外のもの		1.89	上記以外のもの		1.89

改正後 (新)			改正前 (旧)		
食肉用機械・装置	運搬用機具 (自走式のもの)	2.42	食肉用機械・装置	運搬用機具 (自走式のもの)	2.42
	精密電子機器類	1.04		精密電子機器類	1.04
	ショーケース	1.13		ショーケース	1.13
	せり装置	1.09		(新設)	(新設)
	上記以外のもの	1.05		上記以外のもの	1.05
生乳用機械・装置	精密電子機器類	1.04	生乳用機械・装置	精密電子機器類	1.04
	ショーケース	1.13		ショーケース	1.13
	上記以外のもの	1.05		上記以外のもの	1.05
その他機械・装置	脊髄吸引機 消毒装置 脊髄彎曲矯正装置 頭蓋骨破砕装置	1.34	その他機械・装置	脊髄吸引機 消毒装置 脊髄彎曲矯正装置 頭蓋骨破砕装置	1.34
	(注) 保険料率は、保険金額1,000円に対する保険期間1年についての額である。			(注) 保険料率は、保険金額1,000円に対する保険期間1年についての額である。	
	別紙様式第1号～第5号 【略】			別紙様式第1号～5号 【略】	

附則

この改正による第2の3の規定で定める別紙は、令和6年1月9日から適用するものとし、それ以前に貸付開始された貸付契約については、なお従前の例による。